請求の年月日 平成24年8月28日 (被告となるべき者の名称及び住所) 108-0023 東京都港区芝浦4-10-1 被告 株式会社和来 代表者代表取締役 林正則 殿

> (適格消費者団体の名称等の表示) 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳

【連絡先(事務局)】

540-0033 大阪市中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730 メールアドレス info@kc-s. or. jp ウェブサイト http: //www. kc-s. or. jp

申入書兼消費者契約法 41条1項に基づく事前請求書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定され、2010年8月22日に認定を更新されました(組織概要については、ウェブサイトをご参照ください。)。

当団体において、貴社のウェブサイトにおける表示を検討したところ、不当 と思われる点があると判断しました。よって、当団体は、貴社に対し、差止請 求権を行使すべきとの結論に達しました。ここに、当団体の判断に基づいて、 貴社に対し、本申入書兼事前請求書を送付いたします。本書が到達した時から1 週間を経過した後には、当団体は、貴社に対して、差止請求訴訟を提起するこ とが可能になりますので、ご留意ください。

(訴えを提起する予定の裁判所)

大津地方裁判所

【請求の趣旨】

被告(貴社。以下同じ。)は、被告が運営するペニーオークションのウェブ画面上に、別紙禁止表示目録に該当する表示をする行為を停止せよ

【紛争の要点】

第1 当事者

1 原告

原告は、消費者契約法第 13 条に基づき内閣総理大臣から認定を受けた、 同法第 2 条第 4 項に定める適格消費者団体である。

2 被告

被告は、「ダイヤモンドオークション」の名称で、ペニーオークションを 運営する株式会社である。

- 第2 被告が提供する「ペニーオークション」のしくみ
 - 1 ペニーオークションのしくみ

ペニーオークションのしくみは以下のとおりである。

- (1)ペニーオークションでは、低廉な価格からオークションが開始される。
- (2) 入札参加者は、一回の入札ごとに入札手数料を支払う。
- (3)参加者が入札すると、一回の入札ごとに、現在価格に、あらかじめ定められた金額が加算されて新たな現在価格となる。同時に、入札のための残り時間が延長される。
- (4)入札のための残り時間内に誰かがさらに入札すれば、現在価格が更新され、残り時間も延長される。入札が繰り返される限り、オークションは果てしなく続く。
- (5)新たに入札する者がなく、残り時間が消化されれば、その時点でオークションは終了する。オークション終了時に、最後に入札していた者が落札者となる。
- (6) 落札者は、落札金額をオークション主催者に支払って、商品を手に入れる。
- 2 ペニーオークションへの参加の手順

ペニーオークションへの参加の手順は以下のとおりである。

(1)入札に参加しようとする者は、まず、会員登録をして会員となる。ダイヤモンドオークションでは、会員登録は無料である。

- (2)会員は、オークション主催者から「コイン」を取得する。ダイヤモンドオークションでは、新規入会者は、最初に10コインを無料で得られる。しかし、追加のコインは有料である。ダイヤモンドオークションの場合、1コインの代金は75円である。コインの代金は、クレジットカード決済などの方法により支払う。
- (3) オークションのページには、「最新オークション」の欄がある。ここに オークションに出品されている商品が写真とともに掲載される。この商 品ごとに、オークションが開催されていることになる。
- (4) オークションが実施されている商品ごとに「入札する」のアイコンが設置されている。参加者は、ログインした状態で、このアイコンをクリックすることで、一回の入札をする。この時、入札手数料に相当するコインが消費される。ダイヤモンドオークションでは、1回の入札に必要なコインは1コインである。
- (5) 入札可能な残り時間は、オークションごとにリアルタイムで表示される。誰かが入札すると、入札可能な残り時間が延長される。ダイヤモンドオークションでは、一回の入札ごとに、残り時間は20秒延長される。
- (6) 一回の入札ごとに加算される現在価格は、オークションの種類によって 異なる。ダイヤモンドオークションでは、この加算額(刻み幅)は、1円、 5円、10円、15円の種類がある。
- (7)手持ちのコインがなくなった場合は、入札を継続したい参加者は、さらにコインを追加購入する。
- (8) 残り時間内に新たな入札者がいない場合は、残り時間がゼロになった時点でオークションは終了する。オークションが終了すると、その商品は、最新オークションの欄から、「終了オークション」の欄に移動する。終了オークションの欄には、商品名、商品の写真、落札価格、ディスカウント率(通常の市場価格に比べて落札価格がどれくらい割安であったかを示すパーセンテージ)、落札者の名称、オークションの終了日時が掲載される。
- (9) 落札した者は、商品の届け先などの必要事項をウェブ上で記入し、クレジットカード決済などの方法により代金を支払って、落札した商品を、落札価格で、オークション運営者から購入する。
- 3 ペニーオークションの特徴
 - ペニーオークションには、以下のような特徴がある。
 - (1) オークションの開始価格が低く設定され、刻み幅も小さいため、現在価格がなかなか上がらず、落札価格がきわめて安価になっているようにみえる。

- (2)逆に、落札に成功するか否かにかかわらず、入札ごとに入札手数料を負担しなければならないため、落札額が安価であっても、入札手数料負担は安価とは限らない。たとえば、入札開始価格が0円、刻み幅が1円のオークションで、200円で落札された場合、200回の入札に相当する手数料として、75円×200回=15,000円の入札手数料が、運営者に入ることになる。
- 4 ペニーオークションの問題点とサクラ疑惑について

ペニーオークションは、通常のオークションと異なり、参加者は、商品を 落札できない場合でも、入札手数料を負担しなければならない。入札手数料 ばかりを支払わされて、結局商品を購入できないという事態は十分にあり得 る。

それでも、オークションが公正に運営されていれば、入札参加者の誰かが 必ず落札するであろうし、何度もオークションに参加していれば、いずれは 自分が落札できるチャンスもめぐってくるであろう。

しかし、ネット上で運営されるペニーオークションでは、誰が入札に参加しているのかを確認することができない。商品を購入する意思がなく実質的に入札手数料を負担することもない者や、ペニーオークションの運営者自身が設定した架空の入札参加者、その他一般参加者に入札を繰り返させて入札手数料だけを負担させることを目的とした入札参加者が入札に参加しても、一般の入札参加者にはわからない。

- 一般の入札参加者にはわからない形で,不正にオークションに参加するしくみには,いろいろな形態のものが想定される。そこで,以下
- (1)直接または間接を問わず、オークションに参加したことに対して謝礼または報酬を受け取る入札参加者
- (2)入札手数料を負担せずまたは「コイン」を使用せずに入札することが可能な入札参加者
- (3)無償またはきわめて安価で「コイン」を取得して入札することが可能な入札参加者
- (4) 運営者が設定した架空の入札参加者
- (5) 運営者が管理するプログラムを用いて、運営者またはその関係者、協力者の管理の下で、自動的に行われる入札
- (6) 商品を購入する意思がなく入札手数料を負担することもない者 を総称して「サクラ」という。

サクラは、商品を購入する意思もなく、実質的に入札手数料を負担することもないのに、運営者と通じて、見かけ上、入札に参加する。そして、一般 消費者の落札を阻止するために入札を繰り返し、最後は自らが落札してしま う。一般消費者は,入札手数料だけを負担させられ,商品を落札することができない。

すべての一般参加者が落札を断念するまで、サクラが入札を繰り返せば、 一般参加者は絶対に落札することができない。サクラを投入することによ り、運営者は、商品を誰にも渡すことなく、入札手数料を取得することがで きる。

ペニーオークションを運営するサイトは多数あるが、ネット上ではサクラがいるのではないかとの疑惑が多数指摘されている。

- 第3 被告のペニーオークションにサクラが存在すること
 - 1 サクラの存在

被告が運営するペニーオークションには、サクラが参加している。その ため、一部のオークションでは、一般参加者が落札できる可能性が全くな いか著しく低いこととなっている。

- 2 サクラが存在すると考えられる根拠
 - (1)集計結果の分析

前回再々お問合せで送付した表は、平成24年5月15日14時20分から翌16日14時24分までの約24時間の間に落札されたオークション(コインを対象とするオークションを除く)をまとめた一覧表である。

原告が被告に送付した,平成24年3月29日付「再申入れ及び再お問い合わせ」に対する被告の4月26日付「回答書」によれば、被告のオークションの入札システムにおいて、落札された商品は全て被告のホームページの「終了オークション一覧」の欄に掲載されている。したがって、別表は,この24時間の間に落札されたオークションの全てを網羅していることになる。

このデータによれば、この時間帯に発生した売上は、次のとおりとなる。

落札価格による商品代金の合計 206,951 円 入札手数料として使用されたコインの代金相当額 4,244,175 円 合計 4,451,126 円

他方、この時間帯に落札された商品の市場価格は、合計で 21,000,286 円となる。

そうすると、被告会社の一般管理費を無視したとしても、市場価格で約2,100万円分もの商品を、約445万円以下で仕入れなければ、収益が残らないことになる。

しかし,通常の小売業者が,市場小売価格の約5分の1もの低額で商品を仕入れることはほとんど不可能である。被告が扱う商品は,多品種

少量であるから、大量仕入れによる低額仕入れもできない。この集計からみると、被告のサイトに掲載された全商品が、公正に入札され、すべての落札者が落札価格で商品を購入していることはあり得ないことが判明する。

(2) サクラの存在

入札者は、低廉な価格で希望の商品を購入することを目的に入札に参加するのである。入札のためにコインを購入することで入札手数料を負担しているのであるから、落札者が商品購入の機会を放棄することは、通常は考えられない。入札が公正に行われていれば、落札された商品は、ほぼすべて、落札額で販売されるはずである。

また,入札のためにコインを購入しておきながら,コインを消化しないということも想定しにくい。

したがって, サクラの存在を想定する以外に, 前述の集計結果を説明 することは不可能である。

すなわち,見かけ上入札に参加して落札はするものの,実際には商品を購入しない参加者がいれば,被告は商品を用意する必要がない。商品が用意されて落札者に売り渡されているように見せながら,真実は商品を仕入れていないと考えるほかない。

被告は、商品を用意せず、サクラを入札に参加させ、情を知らない一般の参加者に入札手数料だけを負担させているのである。

被告が実施するすべての商品のオークションにおいてサクラが存在するとは限らないが、少なくとも、一部の商品について、サクラの関与が無ければ、事業として成立しえない。

(3)被告の回答

原告は、本訴の提起に先立ち、被告に対し、サクラの存在に関する問い合わせを行った。

しかし、被告は、きわめて低廉な価格で商品を仕入れなければ採算が合わないことについての合理的な説明をしない。また、商品の仕入れに関する客観的な資料や、落札者への商品の配送に関する客観的な資料を示すことによりサクラ疑惑を晴らすことは可能であるのに、そうした説明もしない。

第4 被告が提供するペニーオークションのウェブ画面上の表示

1 最新オークションの記載

被告が運営するオークションのウェブ画面上の最新オークションの欄には、商品名、商品の写真、入札可能残り時間、現在の価格、現在の価格で入札した者の名称、「入札する」のアイコンが記載されている。ただし、

落札者の名称は本名が記載されず、ニックネームが記載される。

たとえば、次のような記載である。

SHARP ブルーレイ内蔵 LED A…

0:00:08

402 円

ゆうままさん

そして、この表示からのリンク先には、商品名、商品の説明、商品の写真、現在の価格、現在の価格で入札した者(最高入札者)の名称、入札可能残り時間、「1回の入札に1コイン消費します。」との表示、刻み幅の表示、ディスカウント額、ディスカウント率、市場価格、入札履歴の記載がある。

たとえば、次のような記載である。

SHARP ブルーレイ内蔵 LED AQUOS 40 型 地上・BS・110 度 CS デジタルハイビジョン液晶テレビ ブラック系 LC-40R5-B ブルーレイレコーダーを内蔵したフルハイビジョン液晶テレビ

現在の価格:409円

最高入札者:idaten さん

00:00:01

1回の入札に1コイン消費します。

入札するごとに入札額が1円ずつ増加します。

ディスカウント額:-88,797円

ディスカウント率:99.5%

市場価格:89,206円 入札額入札者 入札方法

¥409 idaten 自動

¥408 ゆうまま 手動

¥407 idaten 自動

¥406 ゆうまま 手動

¥405 idaten 自動

¥404 ゆうまま 手動

¥403 idaten 自動

¥402 ゆうまま 手動

¥401 idaten 自動

¥400 ゆうまま 手動

2 終了オークションの表示

被告が運営するオークションのウェブ画面上の終了オークションの欄には、商品名、商品の写真、落札価格、ディスカウント率、落札者の名称、オークションの終了日時が記載される。ただし、落札者の名称は本名が記載されず、ニックネームが記載される。

たとえば、次のような記載である。

SONY Playstation 3(···

99.8%0FF

45 円

TAKE 松さん

終了:6月3日 14:00:11

そして、この表示からのリンク先には、商品名、商品の説明、商品の写真、落札価格、落札者の名称、「このオークションは終了しています。」の表示、「1回の入札に1コイン消費します。」との表示、刻み幅の表示、ディスカウント額、ディスカウント率、市場価格、入札履歴の記載がある。たとえば、次のような記載である。

SONY Playstation 3(160GB) クラシック・ホワイト (CECH-2500ALW)

大容量 HDD を標準装備した新モデル「プレイステーション 3」

落札価格:45円

最高入札者: TAKE 松

このオークションは終了しています。

1回の入札に1コイン消費します。

入札するごとに入札額が1円ずつ増加します。

ディスカウント額:27,955円

ディスカウント率:99.8%

市場価格:28,000円

入札額入札者 入札タイプ

¥45 TAKE 松 自動

¥44 黒騎士団 手動

¥43 TAKE 松 自動

¥42 黒騎士団 手動

¥41 TAKE 松 自動

¥40 黒騎士団 手動

¥39 TAKE 松 自動

¥38 黒騎士団 手動

¥37 TAKE 松 自動

¥36 黒騎士団 手動

3 被告のウェブサイト上の表示の意味

これらの記載のいずれにも、サクラが入札に参加している旨の記載はない。

最新オークションの欄についても、終了オークションの欄についても、 サクラであることを隠して、通常の入札参加者であるかのように見える形 で入札参加者の名称が記載されている。

一般の消費者は、オークションにサクラが参加すると考えることはない。したがって、サクラが参加していることを被告が積極的に表示しない限り、一般消費者は、被告が運営するペニーオークションはサクラのいないオークションであると認識する。

したがって、被告が、ウェブサイト上に、サクラによる入札であること を明示せずに入札の経過及び結果を表示する行為は、被告が運営するペニ ーオークションにはサクラがいないことを表示するものといえる。

第5 特定商取引法第58条の5

1 特定商取引法第58条の5の規定

特定商取引法第58条の5の規定は、以下のとおりである。

(通信販売に係る差止請求権)

第五十八条の五 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、不特定かつ多数の者に対して当該商品の性能若しくは当該権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項(第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。)について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

2 要件の検討

(1) 適格消費者団体

原告は、消費者契約法第2条第4項に規定する適格消費者団体である。

(2) 役務提供事業者

被告が運営するペニーオークションにおいては、被告は、商品の売主 として売買契約の当事者となるとともに、オークションの参加者から入 札手数料を徴収するのと引き換えに,入札の機会を与える方法により, オークションサービスという役務の提供の事業を営んでいる。

(3)通信販売

ペニーオークションの役務は、情報処理の用に供する機器を利用する 方法(特定商取引に関する法律施行規則第2条第2号)によって、役務提 供契約の申込みを受けて提供されている。被告は、電話勧誘は行ってい ない。

(4) 役務の提供条件についての広告

被告は、ダイヤモンドオークションのサイトにおいて、入札の経過及び結果、出品している商品の品名、入札への参加の方法、入札手数料の額等を掲載することにより、ペニーオークションの役務の提供条件について広告を行っている。

(5) 不特定かつ多数の者に対して

被告のウェブサイトは、インターネット上で一般に公開されている。

(6) 当該役務の内容について著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為を現に行っていること

前述のとおり、被告が運営するペニーオークションには実際にはサクラが存在しているのに、被告は、ウェブサイト上で、サクラがいないかのような表示をしている。

サクラが存在するペニーオークションでは、入札者は絶対に落札できないか、落札できる可能性がきわめて低い。サクラがいるのにサクラがいないかのような表示をすることは、ペニーオークションという役務の内容について著しく事実に相違する表示、実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示に該当する。

被告は、このような表示を現に行っている。

第5 まとめ

よって、原告は、被告に対し、特定商取引法第58条の5に基づき、サクラが存在しないかのように一般参加者に誤認させるような別紙禁止表示目録記載の表示行為の停止を求める。

以上

禁 止 表 示 目 録

- 1 直接または間接を問わず、オークションに参加したことに対して謝礼または 報酬を受け取る入札参加者による入札の経過及び結果の表示
- 2 入札手数料を負担せずまたは「コイン」を使用せずに入札することが可能な 入札参加者による入札の経過及び結果の表示
- 3 無償またはきわめて安価で「コイン」を取得して入札することが可能な入札 参加者による入札の経過及び結果の表示
- 4 被告が設定した架空の入札参加者による入札の経過及び結果の表示
- 5 被告が管理するプログラムを用いて、被告またはその関係者、協力者の管理 の下で、自動的に行われる入札の経過及び結果の表示
- 6 商品を購入する意思がなく入札手数料を負担することもない者が参加して いる入札の経過および結果の表示
- 7 落札後商品が落札者に届かなかった入札の経過および結果の表示